

民有地緑化の推進について (資料 3-3)

1 現状と課題

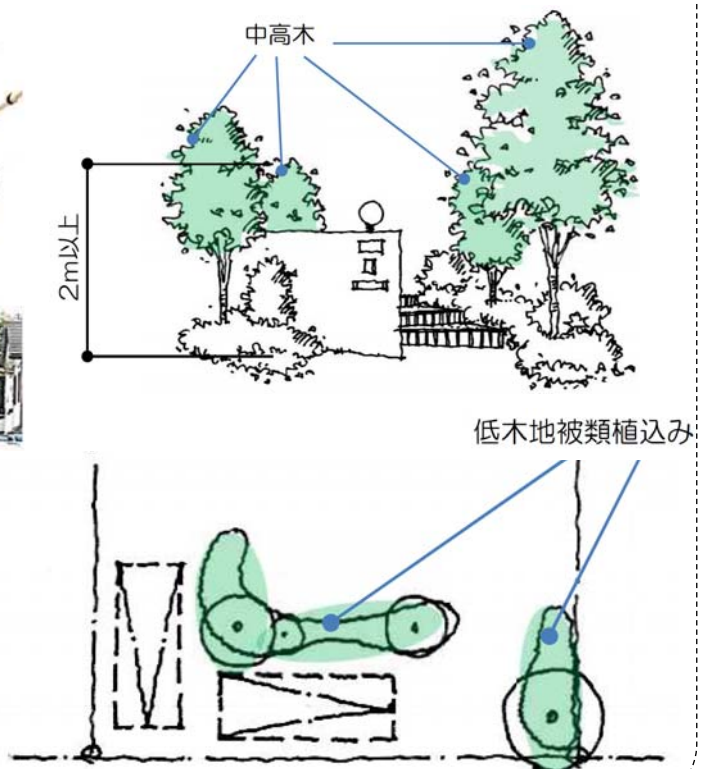
本市では、「緑化及び花いっぱい推進条例」に基づき、公園緑地整備や公共施設の緑化に努めるとともに、民有地の緑の保全や創出を図ってきましたが、市域における緑の量は減少し続けています。

今後、誰もが住みたくなる、住んでよかったと思われるような都市づくりをめざし、暮らしや働く場をより潤いのある快適な環境を確保していくためには、民有地の緑化を推進し、まちなかに新たな緑を増やしていくことが求められます。

(参考) 街並みガイドラインについて

市内の民間開発による住宅地では、景観の連続性や統一性のある美しい街並みや緑豊かな住宅地を目指して、住宅メーカーが自主的に「まちなみガイドライン」を策定して、全ての宅地に、道路沿いへの生垣の設置や、シンボルツリーを含め高木3本、低木1㎡の植栽をすること等を分譲の条件としている事例があります。

今後は、民間開発や土地区画整理事業による一定規模以上の住宅地が開発される際には、事業者と協議の上、その地域にあった民有地緑化を推進するための施策の検討や、緑化補助金の斡旋を行っていきます。



2 既存事業

民有地緑化を推進するために取り組んでいる主な事業の現状と課題は下表の通りです。

【民有地緑化を推進するために取り組んでいる主な事業】

事業名	概要	現状と課題	見直し（案）
(1)工場立地法	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上が届出対象 敷地面積の 10%以上（市準則にて緩和） 	<ul style="list-style-type: none"> ※市準則にて、義務緑化面積を緩和している（敷地面積の 20% →10%） →緑化面積割合の見直し検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 緑化面積割合の見直し検討
(2)工場等緑化協定	<ul style="list-style-type: none"> 工場立地法の対象にならない工場や事業所が緑化に関する協定を締結 敷地面積の 10% 	<ul style="list-style-type: none"> ※新規協定少ない ※法的義務無し ※指導要領無し →指導、勧告の機会が必要 →緑化メリットの P Rが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 指導要領の作成検討 建築確認時指導、勧告 既存補助金の斡旋 新規優遇措置の検討
(3)共同住宅の緑化に関する指導要領	<ul style="list-style-type: none"> 要領に基づき、敷地面積 300 m²以上の共同住宅建築確認申請時に協議、指導 敷地面積の 10% 	<ul style="list-style-type: none"> ※5 件/年程度 ※法的義務無し →緑化メリットの P Rが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 既存補助金の斡旋 新規優遇措置の検討
(4)建築物等緑化補助 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上、壁面、空地、駐車場、生垣の緑化費用の一部を補助 1/2 補助、上限 500 万円～50 万円（市） 県補助金を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ※3 件/年程度 ※屋上、壁面、駐車場は需要が少ない ※小規模空地緑化は対象外 →緑化メリットの P Rが必要 →要件緩和の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象要件緩和検討（小規模空地緑化等）
(5)生垣等緑化補助 	<ul style="list-style-type: none"> 生垣等設置及びブロック塀取り壊し費用の一部を補助 1/2 補助、上限 6 万円 延長 2 m以上、樹木 4 本以上で補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ※申請が少ない →緑化メリットの P Rが必要 →要件緩和の検討が必要 →手続き簡略化の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象要件緩和検討（老朽化生垣の更新等） 補助金額増額検討 手続きの簡略化検討